

意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号：102-8080

とうきょうとちよだくこうじまち
住所：東京都千代田区麹町1-7

まるちめでいあほうそうびじねすふおーらむ
名称：マルチメディア放送ビジネスフォーラム

すぎやま ともゆき
代表者：杉山 知之

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）に対する意見書」に関し、別紙の通り意見を提出します。

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」
に対する意見

■ 前文

- ① 事業者の創意工夫を発揮し、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて受信者ニーズに適合した多様で魅力的なコンテンツが提供される枠組みとする、との基本的考え方に賛同する。
- ② 時間や周波数帯域を柔軟に利用することにより（中略）従来にはない新しい放送番組の実現が期待される、との考えは、時間や周波数帯域を柔軟に組み合わせる上で、周波数帯域を細かく分割することなく大括りで使用できることが前提となるため、これを評価する。
- ③ （注）における「携帯端末向けマルチメディア放送」の定義で、対象とする受信機について、いわゆる携帯電話だけを対象にするのではなく、車載型の移動受信機も対象としていることが明記されていることに賛同する。また、いわゆるキッチンラジオのような、ポータブル型（可搬型）受信機も対象としていることと理解する。

1 全体的な方針

- ① 受託・委託放送制度の採用は、限られた周波数を効率的に利用し、かつ複数者が放送番組提供者として参入する枠組みとして適切である。
- ② 受託放送事業者と委託放送事業者の関係においては、委託放送事業者にのみリスクを負わせるものではなく、マルチメディア放送全体の事業が円滑に進展するよう、エリア展開、受信機普及の進捗状況に応じて委託放送料を増減させるなど、受託放送事業者にも一定の役割、一定のリスクを取らせるものとすべきである。

2 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備

- ① 地方特定基地局の配置及び開設時期に柔軟性を持たせることに賛成する。
- ② 地方ブロック向けマルチメディア放送では、放送対象地域（地方ブロック）ごとに使用する周波数幅について、電波有効利用の観点から、技術基準の下で可能な限り大きくすることを基本とし、かつ、各ブロックに割り当てられる周波数幅は、ブロックごとの市場性を反映しメリハリをつけたものとすべきである。
- ③ 技術基準について、現在、V-LOW 帯の放送システムとして検討されている方式にはワンセグの3倍の帯域幅である3セグメントによる方式が記載されている。地方ブロック向けマルチメディア放送を新しい魅力あるメディアとして成立させるためには、最低でも3セグメントの帯域確保が必要である。1セグメントを複数組み合わせるより、より効率的に柔軟に帯域活用ができる3セグメント方式が実施できる技術基準とすべきである。

- ④ 特定基地局の配置及び開設時期についての審査基準は、世帯カバー率と鉄道、自動車による受信環境整備基準を個別に設定するのではなく、それらの組み合わせにより総合的かつ実質的な評価基準とすべきである。

3 委託放送業務の認定に係る制度整備

- ① 表現の自由享有基準で、放送対象地域が重なる地上放送事業者の申請に配慮したことは適切と考える。今後決定される「一定の基準」については、地上放送事業者が、従来になく革新的なサービスの提供者として参入するのに制約とならないよう、帯域幅だけで規定するのではなく、帯域幅とサービス内容の両面で判断すべきである。
- ② 番組規律は、マルチメディア放送が新しいメディアであり、その市場を新たに形成する必要があるという性格上、できるだけ制限をせず緩和することが望ましい。
- ③ 新規コンテンツの多寡に対する評価は、既存の放送チャンネルで流れているコンテンツとの差別化が目的と理解し、放送以外のチャンネルでのコンテンツは対象ではないと理解する。また、既存の放送コンテンツに十分な付加価値をつけて提供するものについては、新規コンテンツとみなすべきである。
- ④ 「コマーシャルやショッピング番組」、「地域向けの情報」といった特定ジャンルの番組の多寡については、チャンネル単位で個別に判断することなく、マルチメディア放送全体のバランスとして総合的に見るべきである。また、無料放送と有料放送においても、特定ジャンルの番組の多寡について、異なるバランスの判断があるべきである。

4 その他

- ① NHKの参入については、NHKの資産、ノウハウを活用することがマルチメディア放送の発展につながると考えるため、参入に制約を課さないよう要望する。
- ② 受託放送事業者、委託放送事業者ともに、受信機普及への計画が求められているが、全国向け、地方ブロック向け双方の受信機普及を鑑みれば、今回導入されるV-LOW・V-HIGHのマルチメディア放送全てが受信可能な受信機の普及推進が最も望ましく、事業者個々のインセンティブを超える受信機普及施策については、サービス受給者である国民の利益を考え国として取り組むことを要望する。
- ③ 本方針（案）にて今後規定するとされる各種基準については、策定スケジュールの明確化を希望する。

以上

様式第 1

意見書

平成 21 年 8 月 10 日

総務省情報流通行政局放送政策課 御中

郵便番号 150-0011
(ふりがな) とうきょうとしぶやくひがし
住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F
(ふりがな) もばいる・こんてんつ・ふおーらむ
氏名 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
代表理事 川田 敦昭

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に対して、別紙のとおり意見を提出します。

別紙1

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」 に対する意見

この度は、意見提出の機会をいただき感謝申し上げます。以下のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の上ご検討いただきますようお願い申し上げます。

1. 事業モデルの整理と枠組みについて

携帯端末向けマルチメディア放送（以下「当該放送」）の基本方針として、いわゆる「受託放送・委託放送制度」が採用されることは、放送のビジネスモデルの多様性と活性化を実現する上で非常に有意義なことであると考えます。

一方で、当該放送に期待されることとして、放送と通信を融合させた本格的なマルチメディア放送を実現することが、デジタル放送開始に伴う周波数の再配分を伴う多大な社会的コストを負担する意義でもあるか考えます。このような本格的なマルチメディア放送を真の意味で成功させるためには、放送と通信を融合させた当該放送を社会的に有益なものとするために必要な事項として基本計画に以下の事業を行う事業者の区分を明確にして、委託放送事業者の認定の審査においても適正性の確保のための具体的な計画を求めることを要望します。

(1) 番組提供事業者

委託放送事業者に放送番組を制作して提供する事業者

(2) サイト運営事業者

当該放送番組等から通信によって連携するサイトを運営する事業者

上記、事業者の区分を明確にした上で、具体的に要望する事項としては以下になります。

① 通信との連携における記述言語と仕様について

これまで、ワンセグでは放送用の記述言語としてBMLが必須となっていますが、当該言語に関しては、情報開示が十分に行われない等の理由もあり一部の事業者しか制作できない状況となっています。これでは公平・公正な競争環境における多様なビジネスを創出することができないため、国際標準の記述言語であるHTML等よって制作を行える環境の実現を要望します。

また、放送番組から通信によるサイトへの一次リンクに関しては、ワンセグでは放送局へのサーバとすることが規定されている（ARIBの運用規定）が、これも同様の理由で、放送局外へのリンクも可能とするとともにリンクに関する制限に関しては公平・公正なルールが策定されることを要望します。

② 委託放送事業者に対する番組提供事業者及びサイト運営事業者のビジネス・スキーム選択の自由

マルチメディア放送では、無料広告モデルだけではなく、有料番組、デジタルコンテン

ツの販売、物販等のコマースなど様々なスキームが可能となるため、番組提供事業者及びサイト運営事業者がこれらのスキームを自由に選択し、あるいは組み合わせることが出来るように、委託放送事業者との間に公平なガイドラインが策定されることを要望します。

③ プログラムガイド、メニューCh等の公平性

利用者が番組を検索するあるいは番組を紹介するプログラムガイド等において、委託放送事業者（あるいは受託放送事業者）が用意するプログラムガイド等（例：EPG）について、優越的な地位になる委託放送事業者が提供する番組と番組提供事業者が提供する番組が公平な扱いが行われるようにガイドライン等の公平なルールが策定されることを要望します。

④ 放送データ、視聴者データ等の番組提供事業者への提供

当該放送では、利用者属性、端末属性、視聴状況データ（視聴率、視聴行動等）等の様々なデータが取得できるが、番組提供事業者の自由なビジネス運営のため、これらのデータが公平かつ安全に提供されることを要望します。

2. 有料放送管理業務に関して

当該放送においては、課金を行う有料放送管理業務とその業務を行う事業者に関するルールは非常に重要であると考えます。

- ① 有料放送管理業務を提供する事業については、競争の観点から多様性が確保されることが望まれます。委託放送事業者においては複数の有料放送管理業務を行う事業者が参入することで、競争環境が実現して提供条件及びサービスの改善が期待できると考えます。
- ② 有料放送管理業務を番組提供事業者（あるいはサイト運営事業者）に公平・公正なルールで提供されることが必要であると考えます。特に優越的立場にある委託放送事業者が提供する番組とは公平に当該業務が提供される必要があると考えます。

3. 受信設備の仕様について

放送設備と同様に受信設備（携帯端末）の仕様は、利用者が視聴できる環境に大きな影響を与えるため重要であると考えます。

受信設備においては、あまねく公平に番組が視聴できる環境を実装すべきであると考えます。特定の受託放送事業者あるいは委託放送事業者が提供する番組しか提供できない受信設備が提供された場合、すべてのレイヤー（受託放送事業、委託放送事業、番組提供事業、サイト運営事業）の競争環境に大きな悪影響を与えるため、優越的な地位を利用して特定の番組の視聴に限定することを強制するようなことが行われないうように要望します。

意見書

平成21年 8月 6日

総務省情報流通行政局
放送政策課 あて

郵便番号 : 239-0847

住所 : よこすかしひかりのおか3ばん4ごう
横須賀市光の丘3番4号

氏名

YRPけんきゅうかいはつすいしんきょうかい きょういきでじたるしんがたこみゆにていほうそうじゅんびいいんかい

YRP研究開発推進協会 狭域デジタル新型コミュニティ放送準備委員会

だいひょうかんじ かとうじゅんいち

代表幹事 加藤恂一

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本方針(案)」に対する
意見書

YRP研究開発推進協会

狭域デジタル新型コミュニティ放送準備委員会

	該当箇所	ご意見
1	携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備	<p>携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本方針(案)につきましては、受信者ニーズに適合した多様で魅力的なコンテンツの提供が携帯電話等の携帯端末や車載型の移動受信機で受けられる、「携帯性・移動性」と「放送」機能を有する新たなメディアとして実現と、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、従来にはない新しい放送番組の実現が行われる有益な制度整備であり、適切な内容であると考えられますので、賛同いたします。</p>
2	<p>1. 全体的な方針、(1)実現する放送、②複数の都道府県を対象として当該地域向けの情報が受信できる放送(以下「地方ブロック向け放送」という。)</p> <p>2. なお、全国向け放送及び地方ブロック向け放送が実現された後、周波数の割当可能性等を踏まえ、市町村等の地域において当該地域向けの情報が受信できる放送の実現可能性について検討を行うこととする。</p>	<p>市町村等の地域において当該地域向けの情報が受信できる放送は、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」におけるデジタル新型コミュニティ放送に該当する放送と考えられますが、全国向け放送及び地方ブロック向け放送が実現された後ではなく、同時期に放送を実現することにより、より受信者に幅広いサービスを実現でき、受信機の普及促進にも効果が高いと考えられます。デジタル新型コミュニティ放送用に運用帯域を用意することを含めた早期の検討、及びVHF-LOWはもとより、VHF-HIGHとの受信機共用に向けた制度整備を希望いたします。</p>

3	<p>1. 全体的な方針、(2) 参入の枠組み、全国向け放送及び地方ブロック向け放送の実現に当たっては、限られた周波数を利用して複数の者が放送番組を提供する者として参入することができるよう、受託放送をする無線局の免許を受けた者及び委託放送業務の認定を受けた者により放送を実現する、いわゆる「受託放送・委託放送制度」を採用することとする。</p>	<p>基本的方針(案)では全国向け放送及び地域ブロック向け放送の実現に当たっての参入の枠組みが示されているが、市町村等の地域において当該地域向けの情報が受信できる放送(デジタル新型コミュニティ放送)は、市町村等の地域における当該地域向けの情報が受信できる放送となるため、さらに限られた周波数及びエリアでの利用となることから委託放送事業者と受託放送事業者が一体となった運営を行なうことが効率的である場合が考えられる。</p> <p>したがって、「受託放送・委託放送制度」を採用する場合でも、受託放送と委託放送を同一事業者が兼ねることを可能とするような柔軟な制度運用を望みます。</p>
4	<p>1. 全体的な方針、(3) 制度整備に当たっての基本的な考え方携帯端末向けマルチメディア放送は、地上テレビジョン放送のデジタル化によって利用可能となる周波数を利用して実現を図るものであることにかんがみ、国民のニーズに適合した健全な放送が最大限に普及して公共の福祉の増進に繋がるよう、電波法及び放送法における目的規定その他の関連規定に照らして制度整備を行うこととする。</p>	<p>市町村等の地域において当該地域向けの情報が受信できる放送(デジタル新型コミュニティ放送)も、国民のニーズに適合した健全な放送が最大限に普及して公共の福祉の増進に繋がると考えられますので、早期の制度整備を望みます。</p>
5	<p>2 無線局の免許(開設計画の認定)に係る制度整備、3 委託放送業務の認定に係る制度整備</p>	<p>市町村等の地域において当該地域向けの情報が受信できる放送(デジタル新型コミュニティ放送)におきましては、より限られた周波数及びエリアでの利用となることから、より柔軟な制度整備を望みます。</p>

なお、本コメントは、YRP研究開発推進協会の狭域デジタル新型コミュニティ放送準備委員会で承認されたものであることを付記いたします。

意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

氏名：渡辺克信 (わたなべかつのぶ)
(朝日放送株式会社 代表取締役社長)
会社名：朝日放送株式会社
住所：大阪市福島区福島1-1-30
(郵便番号553-8503)

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
全体として	<p>既存のラジオ放送事業者として、今回の「制度整備に関する基本的方針(案)」が、広く国民に支持されている「音声放送」の継続的な発展を含んだ新しいメディアを確立するための第一歩として、示されたものと認識しています。</p> <p>もちろん、今回の「携帯端末向けマルチメディア放送」が、映像・音響・データなどの様々な情報を柔軟に組み合わせた、従来にはない新しい放送番組の実現が期待されるものであることは、十分に認識していますが、アナログAM放送を継続しつつ新たなメディアに参入することは、とりもなおさず経営環境の更なる圧迫を覚悟するということで、経営としては、その事業性に対して大きな懸念があります。</p> <p>当社はかねてより「デジタルラジオ」は、アナログラジオ放送からの「緩やかな移行」という考え方を表明しております。「音声放送の継続的な発展」を含む、「マルチメディア放送」の2011年以降の展開は、段階的に幾年かの歳月を経て国民に浸透し、実現されていくもので、V-L帯においては、まずは、ラジオ放送事業者のこれまでのノウハウ・蓄積を活かし、既存コンテンツを含めた幅広い放送を行ないながら、エリアの拡大・受信機の普及・コンテンツの充実を図っていかねば成功しないと考えます。</p>

該当箇所	意見
<p>2 無線局の免許(開設計画)の認定に係る制度整備 (3)開設計画の認定の審査 ①特定基地局の配置及び開設時期 イ 地方ブロック向け放送に係る基準 (ア)及び(イ)並びに ウ</p>	<p>ハード会社の認定にあたって、地方ブロック向け放送に係る基準については、ぜひとも「一律の基準ではなく、それぞれの地方ブロックの地域の状況に即した基準」を要望します。</p>
<p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2)認定の審査 ②事業計画の確実性</p>	<p>現時点で、V-L帯の移動受信用地上放送のソフト供給の主体を形成するのは、全国各地のラジオ放送事業者である事が予想されます。しかし、AM局、FM局、ラテ兼営局、ラジオ単営局の差はあれ、その経営環境の厳しさはますますその度を強めています。</p> <p>現行の放送を発展・継続させながら「新たなメディア」に参入していくことの「事業性」について、携帯端末の重要性については充分認識していますが、同時に、固定受信・車載端末等の事業性も重要な問題と認識しています。放送が果たす社会的な役割、地域性の重視の観点からも、既存ラジオ放送事業者の円滑な参入を促進する制度整備を強く要望します。</p>
<p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2)認定の審査 ⑤新規コンテンツの占める割合</p>	<p>これまで国民に広く支持され親しまれてきた既存放送番組の活用は、新しいメディアの普及、受信機の普及にとっても極めて有効です。また、既存のコンテンツに映像やデータを付加して展開するコンテンツも、「新しいメディア」という皮袋に入れる価値のある「新規コンテンツ」の一つです。ソフト会社の認定にあたって、「新規と既存コンテンツを柔軟に編成できること」を要望します。</p>

該当箇所	意見
<p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2)認定の審査 ①地方ブロック向け放送については、各放送対象地域において、その地域向けの情報(例：ニュース、天気予報、道路交通情報、観光情報、行政情報等)の占める割合</p>	<p>地方ブロック向け放送のソフト会社の認定にあたって、その地域向け情報の占める割合が重視されることに賛成します。サイマル放送など既存コンテンツの活用は「放送の地域性」を担保する意味でも重要であると考えます。</p>
<p>その他：特記事項</p>	<p>[1] NHKについて 地方ブロック向け放送のハード・ソフトにまたがる重要な課題である「受信設備の早期普及」の観点からも、NHKの参入は必要です。「新しいメディア」を普及・発展させる意味からもNHKの参入について制限とならない制度整備を要望します。</p> <p>[2] 「番組編集の自由」について 「委託放送事業者の認定に係る制度整備」については、ほとんどの条項が「放送事業者の番組編集の自由」にかかわるもので、特に現在総務省において検討されている「通信・放送の総合的な法体系」との整合性についても十分な検討・精査がなされる事を要望します。</p>

意見書

平成 21 年 8 月 7 日

総務省情報流通業政局
放送政策課 殿

郵便番号 870-8620
住 所 おおいたしいまつる 大分市今津留 3-1-1
氏 名 株式会社 おおいたほうそう 大分放送
代表取締役社長 しげとら 首藤 いさき 伊佐樹

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」
に関し、別紙のとおり意見書を提出します。

該当箇所	意見
<p>[P2]</p> <p>②複数の都道府県を対象として当該地域向けの情報が受信できる放送（以下「地方ブロック向け放送」という。）</p> <p>(2) 参入の枠組み</p> <p>全国向け放送及び地方ブロック向け放送の実現に当たっては、<u>限られた周波数を利用して複数の者が放送番組を提供する者として参入することができるよう、受託放送をする無線局の免許を受けた者及び委託放送業務の認定を受けた者により放送を実現する、いわゆる「受託放送・委託放送制度」を採用することとする。</u></p> <p>[P3]</p> <p>(3) 開設計画の認定の審査</p> <p>①特定基地局の配置及び開設時期</p> <p>イ 地方ブロック向け放送に係る基準</p> <p>(7) <u>開設計画の認定の日から5年以内に、各放送対象地域に割り当てる周波数帯域幅や事業性等を踏まえ定める世帯カバー率の基準を満たすよう特定基地局を配置すること。</u></p>	<p>現段階において、各ブロックに割り当てられる周波数帯域が確定していないため、新規あるいは既存の事業者がソフト事業に参入しようとしても、参入希望者が多数の場合、帯域が不足し参入ができないことが起こりうる。従って、例えば1つのセグメントを県域ごとに差し替えることで、多くの事業者の参入を可能にし、多様な放送が実現できるための制度を取り入れることが肝要と考える。</p> <p>既存のラジオ事業者、とりわけ、AM事業者が参入し、速やかな「アナログからの移行」をめざす上で、いわゆる「あまねく義務」が生じることは当然と思われるが、現状の経営状況等を鑑みると、性急な置局義務は、事業性を奪いかねないものとする。</p>

該当箇所	意見
<p>[P3]</p> <p>(イ) 放送対象地域内の各都道府県において特定基地局を配置すべき時期に係る基準を満たすこと。</p>	<p>地理的要件・民力等を総合的に勘案すれば、都道府県間のある程度の不均衡はやむを得ないものとする。</p>
<p>[P3]</p> <p>ウ 鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備するため定める特定基地局の配置及び開設時期に係る基準を満たすこと。</p>	<p>鉄道、自動車等の受信環境の整備は、災害時の緊急情報も含まれるため、国としての支援が肝要と考える。</p>
<p>[P3]</p> <p>④ 受信設備の早期普及のための具体的な計画</p>	<p>受信装置の標準規格やそれに伴う端末コスト等、受信設備早期普及の前提となる様々な条件が明確になっていない段階で、具体的な普及計画を提示することは困難である。</p> <p>しかしながら、受信設備の早期普及には、一義的には、設備の低価格化が大きなウェイトを占めるものとする。これを実現するためには過剰なサービスを載せないことが重要であり、国としての指針も必要と考える。</p> <p>また、コンテンツとしては、既存のラジオ放送事業者が行っているアナログ放送のサイマル放送がその普及に大きな力となるものと思われる。</p> <p>最終的には、地上放送の最大限の普及には民間だけの自助努力では自ずと財政的に限界があり、現在の地上テレビジョン放送のデジタル化同様、国としての普及計画の提示及び支援が不可欠である。</p>

該当箇所	意見
<p>[P3]</p> <p>⑤ 開設計画の認定の日から5年以後における特定基地局の配置に関する計画 等</p>	<p>最も遅い場合、親局のサービス開始後5年をメドに各都道府県の特定基地局が開設されるため、5年目以降の放送実績に基づく普及度や採算性等がサービスを評価する上で問われることになる。従って、それ以上の基地局の開設計画については、サービスの普及度や採算性の推移を見た上での判断となり、5年以後の配置計画を当初より提示することは難しい。</p>
<p>[P5]</p> <p>⑤新規コンテンツの占める割合</p>	<p>新規コンテンツの占める割合は既存の地上放送事業者のサイマル放送を実現するため一定以下とすべきと考える。</p> <p>サイマル放送は効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保に欠かせないものとする。</p>
<p>[P5]</p> <p>⑥いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割合</p>	<p>コマーシャルの占める割合については、何らかの規律が必要であると考える。</p> <p>しかし、ショッピング番組等は、不況の中で個人消費の牽引役となっており、地方局を中心に収入の大切な要素である。事業性を重視するならば、ショッピング番組等の占める割合については、審査にあたって特段の基準を設ける必要はなく、各事業者の自主性に任せるべきである。</p>

該当箇所	意見
<p>[P5]</p> <p>①地方ブロック向け放送については、各放送対象地域において、その地域向けの情報（例：ニュース、天気予報、道路交通情報、観光情報、行政情報等）の占める割合</p>	<p>地方ブロック向け放送の趣旨からして、周波数が不足した場合の比較審査の対象として、地域向け情報の割合は最も重視すべきと考える。</p>

意見書

平成21年8月6日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 552-0007

住 所 おおさか府おおさか市みなとくべんとん大阪府大阪市港区弁天1-2-4
氏 名 おおさかほうそうかぶしきがいしゃ大阪放送株式会社
だいいりょうとりしまりやくしやちゆう じすき まさら代表取締役社長 鈴木 理司

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
全体	<p>この度の制度整備において、「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」を区別し、地域情報の確保を考慮して検討されたものであることに賛同する。</p> <p>当社は、「地方ブロック向け放送」に積極的に参加したいと考えており、また、携帯端末向けマルチメディア放送においても、音声中心の放送サービスが果たす役割は大きいと考えている。既存放送事業者が蓄積してきたノウハウや報道的環境を有効活用することが、新規サービスの普及発展に欠かせないものであり、既存放送事業者が新規サービスにおいても、その役割を果たせるよう十分配慮した制度整備を希望する。</p>
<p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (2) 認定の審査 ⑤新規コンテンツの占める割合</p>	<p>当社は、以下の理由によりアナログラジオのサイマル放送は必要なコンテンツであると考えている。</p> <p>委託放送業務の認定の審査における③全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての番組の多様性の確保の観点からは、番組の多様性につながる。</p> <p>同④効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保の観点からは、災害放送など公共の福祉の増進に資する放送は、放送事業の採算性から考えると負担の重い部分になる可能性が大きく、これらの放送の充実には、アナログラジオのサイマル放送は効果的である。</p> <p>同⑩受信設備の早期普及のための具体的な計画の観点からは、受信環境の問題により、アナログラジオを受信しづらかった人達には、アナログラジオのサイマル放送は受信機購入の動機となり、また、多種の放送を受信したい人にとっては、複数の受信機を所持することの無駄を省くことになる。</p> <p>このため、サイマル放送の有効性も考慮し、新規コンテンツの占める割合のみで優劣を決めることは行わないでいただきたい。</p>

①地方ブロック向け放送については、各放送対象地域において、その地域向けの情報（例：ニュース、天気予報、道路交通情報、観光情報、行政情報等）の占める割合

地方ブロック向け放送については、全国向け放送と合わせて多様なコンテンツを提供するという観点から、全国向け放送との差別化を明確にし、地域向け情報を充実することが重要であると考え。ニュース、天気予報等は勿論、芸能・文化などを含む幅広いジャンルの情報について、地域に密着したものであることを重視すべきであり、地域で活動する芸能人、文化人等を起用しているかなども重要な要素であると考え。

別紙様式

意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局
放送政策課御中

郵便番号：100-0006

(ふりがな) とうきょうとちよだくゆうらくちよう

住所：東京都千代田区有楽町1-9-3

(ふりがな) かんとうでじたるらじおほうそうきかくたるえるしーごうどうがいしゃ

氏名：関東デジタルラジオ放送企画LLC合同会社

だいひようしゃいん かふしきがいしゃ にっぽんほうそう
代表社員 株式会社ニッポン放送

しよくむしつこうしゃ いそはら ひろし
職務執行者 磯原 裕

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
全体	<p>地上テレビジョン放送のデジタル移行に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る新たな放送に向けたこの制度整備案は、平成20年7月に取りまとめられた「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書の提言に沿って、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、新しい放送番組の実現が可能となるような枠組みとなっており、概ね賛成できる。</p> <p>この方針案が後の通信・放送の総合的な法体系によって大きな変更を求められることの無いよう、整合性には十分配慮いただきたい。</p>
<p>1 全体的な方針 (3) 制度整備に当たっての基本的な考え方</p>	<p>映像・音響・データ等の様々な情報を組み合わせたマルチメディア放送では、特定の受信機向けに情報を送る通信的なサービスも考えられるが、放送の持つ公共性が損なわれないよう一定の配慮が必要と考える。</p>
<p>2 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備 (3) 開設計画の認定の審査 ①特定基地局の配置及び開設時期 イ 地方ブロック向け放送に係る基準 (7) 開設計画の認定の日から5年以内に、・・・</p>	<p>世帯カバー率の基準の策定にあたって、例えば地形による置局の難易さのような地域によって異なる状況や市場性による投資の効果などを考慮し、一律な基準ではなく地域に即した基準とすることを要望する。</p>

<p>(イ) 放送対象地域内の各都道府県において・・・</p>	<p>都道府県によっては、地形の影響で相当な数の特定基地局を配置しなければならず、高額投資が必要となる。事業性を損ないかねない性急な基地局配置を求めるような基準とならないよう要望する。</p>
<p>ウ 鉄道、自動車等により視聴者が・・・</p>	<p>携帯端末や車載型の移動端末を主な対象とする本放送においては、鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備することは必要な事ではあるが、地方ブロック向けマルチメディア放送ではブロックごとの事業性や地理的条件を配慮し、一律な基準ではなく、地域に即した基準とすることを要望する。</p>
<p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (1) 委託して行わせる放送に係る周波数 ②・・・放送対象地域ごとに・・・周波数・・・</p>	<p>地方ブロック向け放送において放送の多元性を確保するためには、あらゆる可能性を排除しない周波数の指定が望ましいと考える。</p>
<p>(2) 認定の審査 ①表現の自由の享有 イ 地方ブロック向け放送に係る委託放送業務</p>	<p>地方ブロック向け放送に関して一定の配慮がなされている点は評価できるが、メディア環境の変化に応じた、より一層の「表現の自由の享有基準」の緩和を期待する。</p>
<p>⑤新規コンテンツの占める割合</p>	<p>長年にわたり国民に支持され、信頼されてきた既存放送番組の活用は受信設備の早期普及も含む新メディア醸成の一助となると考えられることから、新規と既存コンテンツを柔軟に編成できることが望ましい。</p>

<p>⑥いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割合</p>	<p>広告放送によるビジネスモデルにおいては、コマーシャルやショッピング番組は事業性を左右するものであり、また、制度によりその割合を規定することは放送事業者の番組編集の自由に係わるものであり、できる限り事業者の自主的判断にゆだねるべきであると考える。</p>
<p>⑪・・・その地域向けの情報(例:ニュース、・・・)</p>	<p>地域向け情報の割合など番組内容を制度により規定することは、放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、できる限り事業者の自主的判断にゆだねるべきであると考える。</p>
<p>⑫その他全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての早期普及のために必要となる事項等</p>	<p>聴取者に長年親しまれているアナログラジオ放送をデジタルラジオで聴くことができることにより、デジタル受信装置の購入意欲が高まり、早期の普及に資すると考える。したがって、アナログラジオ放送のサイマル放送を行なうことが不利に扱われないような制度とすることが必要と考える。</p>
<p>その他</p>	<p>放送メディアはNHKと民放の二元体制による切磋琢磨が、その発展、普及の原動力となってきた。こうした歴史的経緯に倣えば、地方ブロック向け放送の普及、発展にはNHKの参入が必要不可欠である。したがって、NHKの参入について制約を課さない制度とすることが望ましい。</p>

意見書

平成 21 年 7 月 30 日

総務省情報流通業政局
放送政策課 殿

郵便番号 810-8571
住 所 福岡市中央区長浜1-1-1
氏 名 九州朝日放送株式会社
代表取締役社長 権藤 満

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」
に関し、別紙のとおり意見書を提出します。

基本的な方針に対する主たる考え方

ラジオ、とりわけAM事業者の経営は困難を極めています。

FMと比べ設備に莫大な費用を有するAM事業者にとって、今回のスキームで、都市雑音や家庭内雑音の問題を解決し、いわゆる「デジタル化」への道筋ができればと考えています。

つまり、

放送事業者自身はサイマル放送を行う。

その上で、アナログ放送からマルチメディア放送へ速やかに完全移行する。

ソフト事業者の一員として当面は新規事業者を募り新規コンテンツを作り出していく。というのが、基本的な考え方です。

サイマル放送が長期にわたれば、AM事業者は設備負担に耐えられず、いずれはAM事業の継続が困難となる（AMの免許返納）ことも考えられます。

また、我々がマルチメディア放送へ参入し速やかに完全移行する上で「あまねく義務」が課せられるのは当然と考えます。

しかし、「あまねく」を実現するためにはNHKの参入が不可欠と考えます。

テレビのデジタル化でも大きな役割を果たしたNHKを抜きにして世帯カバー率の拡大は困難を極めると考えます。

ラジオは地域の中の媒体として生きてきました。

地域振興・地域情報など地元と密着しながら放送を行うことが、ラジオという媒体に課せられた使命であり、それをまっとうすることが我々の矜持とするところであります。

しかしその一方で、音声放送にデータ放送、SI・EPG情報、チャンネル表示などを付加し、少しでもリスナーの関心を向上させる施策は必要だと思っています。

また、地方ブロック向け放送を行うのであれば、九州を意識した番組作りや地域間を結ぶ情報発信を念頭に置いた番組作りも心がけて行くべきと考えています。

今回のマルチメディア、というスキームの中でラジオという媒体に付加価値を与え、さらに魅力あるものに脱皮したいと考えています。

意見書の要旨

■地方ブロック向け放送及び参入の枠組

県域差し替えを可能にすることで多くの事業者の参入が可能となり多様な放送が実現。

■公共の福祉

緊急時の災害放送等の定義付けが必要であり、かつ、災害放送等は義務付けが至当。

■地方ブロック向け放送の放送対象地域

事業性を基にした議論に委ねるべき点が多く、ブロックの枠組みは事業者に任せるべき。

■世帯カバー率

「アナログからの移行」に「あまねく義務」は当然だが、性急な置局義務は、事業性を奪いかねない。また、5年目以降はその時の普及度や採算性を見た上での判断。

■各都道府県における特定基地局の配置時期

地理的要件・民力等を勘案すれば、都道府県間のある程度の不均衡はやむを得ない。

■鉄道、自動車等への受信環境

災害時の緊急情報も含まれるため、国としての支援が肝要。

■受信設備の早期普及のための具体的な計画

アナログのサイマル放送は普及に貢献。また、安価な受信設備の実現のため国の指針が必要であり、テレビのデジタル化同様、国の支援が不可欠。

■三分の一以上の議決権を有しても一定の基準内は表現の自由享有基準に合致。

周波数帯域の一定の基準について、ある程度の割合を明示することが望ましい。

■新規コンテンツ

既存の地上放送事業者のサイマル放送を実現するため一定以下とすべき。

サイマル放送は効果的な災害放送等、公共の福祉の増進に資する放送の確保に不可欠。

■コマーシャルやショッピング番組等

事業性の上で、特段の基準を設ける必要はなく、各事業者の自主性に任せるべき。

■地方ブロック向け放送における各放送対象地域での地域向けの情報

地域向け情報の割合は最も重視すべき。

以上

該当箇所	意見
<p>[P2]</p> <p>②複数の都道府県を対象として当該地域向けの情報が受信できる放送（以下「地方ブロック向け放送」という。）</p> <p>(2) 参入の枠組み</p> <p>全国向け放送及び地方ブロック向け放送の実現に当たっては、<u>限られた周波数を利用して複数の者が放送番組を提供する者として参入することができるよう、受託放送をする無線局の免許を受けた者及び委託放送業務の認定を受けた者により放送を実現する、いわゆる「受託放送・委託放送制度」を採用することとする。</u></p> <p>[P2]</p> <p>(3) 制度整備に当たっての基本的な考え方</p> <p>携帯端末向けマルチメディア放送は、地上テレビジョン放送のデジタル化によって利用可能となる周波数を利用して実現を図るものであることにかんがみ、国民のニーズに適合した健全な放送が最大限に普及して<u>公共の福祉の増進に繋がるよう、電波法及び放送法における目的規定その他の関連規定に照らして制度整備を行うこととする。</u></p>	<p>現段階において、各ブロックに割り当てられる周波数帯域が確定していないため、新規あるいは既存の事業者がソフト事業に参入しようとしても、参入希望者が多数の場合、帯域が不足し参入ができないことが起こりうる。従って、例えば1つのセグメントを県域ごとに差し替えることで、多くの事業者の参入を可能にし、ひいては多様な放送が実現できるための制度を取り入れることが肝要と考える。</p> <p>公共の福祉について、例えば「緊急時の災害放送等」と定義付けをすべきと考える。</p>

該当箇所	意見
<p>[P2～3]</p> <p>②放送対象地域は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>イ 地方ブロック向け放送 北海道地域（北海道の区域）、東北地域（青森県、岩手3県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域）、関東・甲信越地域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県及び長野県の区域）、東海・北陸地域（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域）、近畿地域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域）、中国・四国地域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域）並びに九州・沖縄地域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域）</p>	<p>九州・沖縄地域については、周波数帯域の効率的利用の観点から、距離的に遠く離れた九州と沖縄を同一の放送対象地域として括る必然性はないと考える。事業性を基にしたコストミニマムの議論に委ねるべき点多く、ブロックの枠組みは事業者任せと考える。また、九州内においても、例えば、北部と南部或いは有明海沿岸地域とそれ以外等、各地域の地理的・文化的な実情を考慮した放送対象地域の柔軟な枠組みについて幅広く認めるべきである。尚、地域放送等の実現については既に述べたとおりである。</p>

該当箇所	意見
<p>[P3]</p> <p>(3) 開設計画の認定の審査</p> <p>①特定基地局の配置及び開設時期</p> <p>イ 地方ブロック向け放送に係る基準</p> <p><u>(7) 開設計画の認定の日から5年以内に、各放送対象地域に割り当てる周波数帯域幅や事業性等を踏まえ定める世帯カバー率の基準を満たすよう特定基地局を配置すること。</u></p>	<p>既存のラジオ事業者、とりわけ、AM事業者が参入し、速やかな「アナログからの移行」をめざす上で、いわゆる「あまねく義務」が生じることは当然と思われるが、現状の経営状況等を鑑みると、性急な置局義務は、事業性を奪いかねないものとする。</p>
<p>[P3]</p> <p>(4) 放送対象地域内の各都道府県において特定基地局を配置すべき時期に係る基準を満たすこと。</p>	<p>地理的要件・民力等を総合的に勘案すれば、都道府県間のある程度の不均衡はやむを得ないものとする。</p>
<p>[P3]</p> <p>ウ 鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備するため定める特定基地局の配置及び開設時期に係る基準を満たすこと。</p>	<p>鉄道、自動車等の受信環境の整備は、災害時の緊急情報も含まれるため、国としての支援が肝要とする。</p>

該当箇所	意見
<p>[P3]</p> <p>④ 受信設備の早期普及のための具体的な計画</p>	<p>受信装置の標準規格やそれに伴う端末コスト等、受信設備早期普及の前提となる様々な条件が明確になっていない段階で、具体的な普及計画を提示することは困難である。</p> <p>しかしながら、受信設備の早期普及には、一義的には、設備の低価格化が大きなウエイトを占めるものとする。これを実現するためには過剰なサービスを載せないことが重要であり、国としての指針も必要と考える。</p> <p>また、コンテンツとしては、既存のラジオ放送事業者が行っているアナログ放送のサイマル放送がその普及に大きな力となるものと思われる。</p> <p>最終的には、地上放送の最大限の普及には民間だけの自助努力では自ずと財政的に限界があり、現在の地上テレビジョン放送のデジタル化同様、国としての普及計画の提示及び支援が不可欠である。</p>
<p>[P3]</p> <p>⑤ 開設計画の認定の日から5年以後における特定基地局の配置に関する計画等</p>	<p>最も遅い場合、親局のサービス開始後5年をメドに各都道府県の特定基地局が開設されるため、5年目以降の放送実績に基づく普及度や採算性等がサービスを評価する上で問われることになる。従って、それ以上の基地局の開設計画については、サービスの普及度や採算性の推移を見た上での判断となり、5年以後の配置計画を当初より提示することは難しい。</p>

該当箇所	意見
<p>[P4]</p> <p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備</p> <p>委託放送業務の認定に係る制度は、以下に掲げる方針を基本として、放送の普及及び健全な発達を図る観点から整備することとする。</p> <p>(1) 委託して行わせる放送に係る周波数</p> <p>①放送対象地域は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>イ 地方ブロック向け放送 北海道地域、東北地域、関東・甲信越地域、東海・北陸地域、近畿地域、中国・四国地域及び九州・沖縄地域</p>	<p>九州・沖縄地域については、周波数帯域の効率的利用の観点から、距離的に遠く離れた九州と沖縄を同一の放送対象地域として括る必然性ないと考える。事業性を基にしたコストミニマムの議論に委ねるべき点も多く、ブロックの枠組みは事業者任せにすべきと考える。また、九州内においても、例えば、北部と南部或いは有明海沿岸地域とそれ以外等、各地域の地理的・文化的な実情を考慮した放送対象地域の柔軟な枠組みについて幅広く認めるべきである。尚、県域放送等の実現については既に述べたとおりである。</p>

該当箇所	意見
<p>[P4]</p> <p>(2) 認定の審査</p> <p>①表現の自由の享有</p> <p>イ 地方ブロック向け放送に係る委託放送業務</p> <p>(イ) (ア)に関わらず、委託放送業務の申請に係る放送対象地域と放送対象地域が重複する地上放送事業者等が三分の一以上の議決権を有する申請者については、<u>委託して行わせる放送に係る周波数帯域が当該放送対象地域において一定の基準を超えない限り</u>、表現の自由享有基準に合致するものとする。</p>	<p>周波数帯域の一定の基準について、ある程度の割合を明示することが望ましいと考える。</p>
<p>[P5]</p> <p>④効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保</p>	<p>本マルチメディア放送が基幹放送を担うとの位置付けであるならば、災害放送等は義務付けが至当と考える。</p>
<p>[P5]</p> <p>⑤新規コンテンツの占める割合</p>	<p>新規コンテンツの占める割合は既存の地上放送事業者のサイマル放送を実現するため一定以下とすべきと考える。</p> <p>サイマル放送は効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保に欠かせないものとする。</p>

該当箇所	意見
<p>[P5]</p> <p>⑥いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割合</p>	<p>コマーシャルの占める割合については、何らかの規律が必要であると考え る。</p> <p>しかし、ショッピング番組等は、不況の中で個人消費の牽引役となってお り、地方局を中心に収入の大切な要素である。事業性を重視するならば、 ショッピング番組等の占める割合については、審査にあたって特段の基準 を設ける必要はなく、各事業者の自主性に任せるべきである。</p>
<p>[P5]</p> <p>⑩受信設備の早期普及のための具体的な計画</p>	<p>受信装置の標準規格やそれに伴う端末コスト等、受信設備早期普及の前提 となる様々な条件が明確になっていない段階で、具体的な普及計画を提示 することは困難である。</p> <p>しかしながら、受信設備の早期普及には、一義的には、設備の低価格化が 大きなウエイトを占めるものとする。これを実現するためには過剰なサ ービスを載せないことが重要であり、国としての指針も必要と考える。</p> <p>また、コンテンツとしては、既存のラジオ放送事業者が行っているアナロ グ放送のサイマル放送がその普及に大きな力となるものと思われる。</p> <p>最終的には、地上放送の最大限の普及には民間だけの自助努力では自ずと 財政的に限界があり、現在の地上テレビジョン放送のデジタル化同様、国 としての普及計画の提示及び支援が不可欠である。</p>

該当箇所	意見
<p>[P5]</p> <p>⑩地方ブロック向け放送については、各放送対象地域において、その地域向けの情報（例：ニュース、天気予報、道路交通情報、観光情報、行政情報等）の占める割合</p>	<p>地方ブロック向け放送の趣旨からして、周波数が不足した場合の比較審査の対象として、地域向け情報の割合は最も重視すべきと考える。</p>

以上

意見書

平成 21 年 8 月 10 日

総務省情報流通行政局
放送政策課 殿

郵便番号 860-8611

住 所 くまもとけんくまもとしやまきまち
熊本県熊本市山崎町30

氏 名 かぶしきがいしゃくまもとほうそう
株式会社熊本放送

代表取締役社長 りゅう ひでおみ
笠 日出臣

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向け制度整備に関する基本的方針（案）」
に対する主たる考え方

2009年8月10日
株式会社 熊本放送

携帯端末向けマルチメディア放送は、新しい放送としてその制度整備に関する基本的方針の作成が進められています。もちろん、新規事業者が新規の放送に参入することは放送の公共性および公共の福祉の増進に必要なことであると考えます。

一方で、既存放送、中でも外来波や都市化によるAMラジオの難聴取対策は既存事業者にとって大きな課題となっています。そしてこれが携帯端末向けマルチメディア放送によって改善されるとするならば、この可能性を追求することもまた、既存事業者としての責務であると考えます。

地方ブロックにおいては、事業の基盤となる経済圏が県域となっているところも多く、そういった地方で地域向け情報を安定して送り出す、そして放送という文化を守るためには、新規事業とは言え、県域という考え方も含まれてしかるべきと考えます。

これらの観点から、今回提示された「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本方針（案）」に対し、意見を申し述べます。

該当箇所	意見
<p>1 全体的な方針</p> <p>(1)実現する方針</p> <p>②複数の都道府県を対象として当該地域向けの情報が受信できる放送（以下「地方ブロック向け放送」という。）</p> <p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備</p> <p>(2)認定の審査</p> <p>⑤新規コンテンツの占める割合</p> <p>⑩その他全国放送または地方ブロック放送向け放送全体としての早期普及のために必要となる事項</p>	<p>県域が経済圏のベースとなっている地方ブロックも多く、当該地域向けの情報を提供するにあたっては、これを既知の経済圏を対象とした事業展開に頼る参入希望者が多くなることも予想される。また視聴者ニーズの観点からも、県域を対象とした放送が当初から行える制度が望ましいと考える。</p> <p>新規コンテンツの占める割合については、事業性や視聴者のニーズなど、地域の事情に即して決まることも考えられる。従って認定の審査基準とされるのではなく、事業者が柔軟に編成できることが望ましいと考える。</p> <p>画像や文字情報を付加するなど一定の規律は必要とも考えるが、都市雑音等による難聴取対策として AM ラジオのサイマル放送を行うことは地方ブロック向け放送の早期普及に一定の役割を果たすとともに、放送の公共性の観点からも必要と考える。AM ラジオのサイマル放送が事業者により柔軟に編成できることを要望する。</p>

意見書

平成 21 年 8 月 5 日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

郵便番号 〒730-8504

住所 ひろしまし なかくもとまち
広島市中区基町 2 1 - 3

氏名 かふしきがいしゃ ちゆうごくほうそう
株式会社 中国放送
あんどう よしひろ
代表取締役社長 安東 善博

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」に関し、別紙の通り意見を提出します。

意見書要旨

■公共の福祉増進におけるAMラジオのサイマル放送の必要性

デジタルラジオが「公共の福祉の増進に資する」ためには、地域情報の収集・発信で長年の実績により、地域住民の厚い信頼を得ているAMラジオ事業者の公共的役割を生かし続けることが必要。そのためには地方ブロック向け放送において、AMラジオ放送のサイマル放送が必要と考える。

■マルチメディア放送の早期普及に資するためのAMラジオのサイマル放送

地方ブロック向け放送の早期普及のためには、長年地方の聴取者に親しまれているAMラジオ放送がデジタルラジオでも聴くことができるようにすることが、受信機の購入意欲も高まり有利である。

■ブロック向け放送の対象地域における「県域」と「ブロック」の自由な選択の必要性

地方向けブロック放送の認定において、地域向け情報の占める割合が重視されることには賛同する。

聴取者が必要に応じて多彩な地域情報を得ることができるよう、「県域」と「ブロック」を放送対象地域として自由に選択できる制度整備が必要と考える。

■上記 3 点があった上で、携帯端末向けマルチメディア放送の地方ブロック向け放送のコンセプトである「モアチャンネル」としての多彩な新規番組を放送することが、活力のある社会や豊かな情報社会に繋がると確信しております。

以上

該当箇所	意見
<p>3.委託放送業務の認定に係る制度整備</p> <p>(2) 認定の審査</p> <p>④効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送の確保</p>	<p>AMラジオのサイマル放送必要性について</p> <p>AMラジオ放送事業者は「効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送」に努めてきました。特に地域情報の収集・発信では、長年の実績により地域住民の厚い信頼を獲得しています。</p> <p>しかしながら近年、パソコンやデジタルテレビなどのデジタル機器、蛍光灯、冷蔵庫などの家電製品がAMラジオ放送の受信障害を引き起こし、特に都市部ではAMラジオ放送が聞こえない場所が増加しているという状況が生まれています。また、夜になると韓国の電波をはじめ国内の同一周波数の放送が混信の原因となっています。</p> <p>AMラジオ放送事業者が持つ公共的役割を生かし続けるためには、地方ブロック向け放送でもAMラジオ放送のサイマル放送が必要です。それが、「効果的な災害放送など、公共の福祉の増進に資する放送」の確保につながることは間違いありません。</p> <p>AMラジオ放送のサイマル放送が円滑にできるような制度整備が必要であると考えます。</p>

3.委託放送業務の認定に係る制度整備

(2) 認定の審査

⑫その他全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての早期普及のために必要となる事項 等

地方ブロック向け放送を早期に普及させるためには、地方の聴取者に長年親しまれているAMラジオ放送をデジタルラジオでも聴くことができることが有効であると考えます。

聴取者が受信環境に応じて、アナログでもデジタルでも同じ放送を聴くことができれば、デジタル受信機の購入意欲が高まり、早期の普及に資することは間違いありません。

さらに、このことで、都市部山間部を問わず広範囲にわたって地域情報の入手が可能となり、情報格差の少ない社会の実現にも貢献するはずです。

審査基準において、AMラジオ放送がサイマル放送を行うことが不利に扱われないような制度整備が必要です。

3.委託放送業務の認定に係る制度整備

(2) 認定の審査

①地方ブロック向け放送については、各放送対象地域において、その地域向けの情報（例：ニュース、天気予報、道路交通情報、刊行情報、行政情報等）の占める割合

地方ブロック向け放送の認定で、その地域向け情報の占める割合が重視されることには賛同します。

地域向けの情報をより充実させるためにも、AMラジオ放送のサイマル放送は有効です。そのサイマル放送をより効率的・効果的に行うにあたり、放送対象地域において「県域」と「ブロック」を地域事情に応じて自由に選択できることを盛り込む等の制度整備が必要と考えます。将来の道州制をにらんだ「ブロック向け情報」が必要なことは論を待ちませんが、聴取者が必要に応じて多彩な地域情報を得ることのできる仕組みにしておくことは、公共性を持つ放送事業者の責務と考えます。

その上で、携帯端末向けマルチメディア放送の地方ブロック向け放送のコンセプトである「モアチャンネル」としての多彩な新規番組を放送することが、活力のある社会や豊かな情報社会に繋がると確信しております。